

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 2752万円
(前年度 2件 6239万円)

1 補助金の概要

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、都道府県、政令指定都市、中核市又は市町村が行う地域学校協働活動推進事業、放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備事業(以下「一体型設備整備事業」)等について、その事業に要する費用の一部を国が補助するものである。

地域学校協働活動推進事業は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する事業であり、その実施に当たっては、教育支援活動を中心的に行う者として教育活動推進員等を配置することとなっている。また、一体型設備整備事業は、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室のICT機器等を活用した学習支援を実施するための備品等の購入費用を補助するものである。

交付要綱等によれば、地域学校協働活動推進事業に係る補助金の交付額は、教育活動推進員等に対する謝金、保険料等を補助対象経費として、これに補助率を乗ずるなどして算定することとされている。謝金については、実際に補助事業に従事した時間数に謝金単価を乗ずる方法により算出すること、また、保険料については、地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料は補助の対象外とされている。市町村に対して都道府県を経由して補助する場合の一体型設備整備事業に係る補助金の交付額は、ICT機器等を活用した学習支援等を実施するための備品等の購入費用を補助対象経費として都道府県が補助する額とされている。

2 検査の結果

5市町において、地域学校協働活動推進事業について、補助の対象とならない地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料を含めていたり、教育活動推進員等が補助事業に従事した時間数に、これらの者が他の業務に従事していた時間数を含めるなどしていたり、一体型設備整備事業について、備品等の購入費用以外の費用を含めていたりしていたため、補助金計2752万円が過大に交付されており、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
文部科学本省	名古屋市(事業主体)	—	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	平成27	15億7322万 円	5億2440万 円	1377万 円	459万 円	他の業務に従事していた時間数を含めるなどして補助対象経費を算定していたもの
同	愛知県	春日井市(事業主体)	地域学校協働活動推進事業	27～29	1億8119万	6039万	1205万	401万	休暇を取得していた時間数を含めるなどして補助対象経費を算定していたもの
同	京都市(事業主体)	—	同	26～30	12億5029万	4億1674万	2709万	902万	補助の対象とならない保険料を含めて補助対象経費を算定していたもの
同	福岡県	大野城市(事業主体)	放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備	29	3108万	3108万	879万	879万	備品等の購入費用以外の費用を含めて補助対象経費を算定していたもの
同	同	筑紫郡那珂川町(事業主体)	同	28	738万	738万	109万	109万	同
計	5事業主体				30億4318万	10億4001万	6280万	2752万	